

施設の「使用料」、なぜ今上げるの？

ある時、あさピーは思った。

「大好きな旭市は、これからも暮らしやすいまちであり続けられるのかな……。そうだ、**市長に聞いてみよう！**」
このコーナーでは、市民の皆さんが気になっていることを、あさピーが代わって市長に聞いていきます。

ねえねえ、市長。4月から公民館やパークゴルフ場の使用料が上がったよね？
食べ物や電気代も値上がって大変なのに、**どうして施設の使用料を上げちゃったの？**



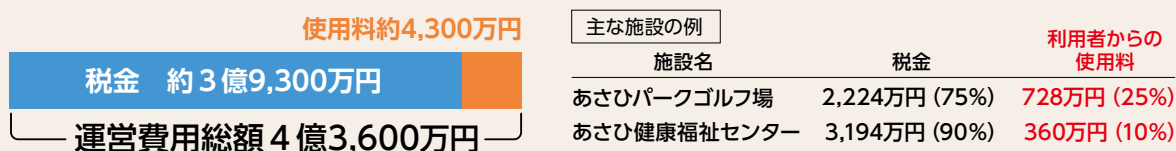
旭市イメージアップ
キャラクター
あさピー



米本市長

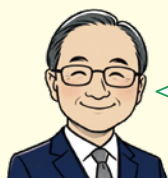
あさピー、物価高が続く中での引き上げは、私にとっても本当に苦しい決断だったんだ。
でも、旭市の未来を考えたときに**避けては通れない道**だったんだよ。
まずは、次のグラフを見てくれるかな。

使用料を引き上げた施設の費用負担の内訳(令和3～5年の1年間平均)



これは施設にかかる費用に充てた税金と、利用者の使用料の割合を示したグラフだよ。
費用の総額に対して、使用料の割合は10%にも満たないんだ。

えっ！それじゃあ**90%以上は税金で賄っているの？**



そうなんだ。これらの施設には**年間約4億円**の税金が使われているよ。
施設を使わない人からすると、**一部の人だけがよく使う施設に税金が多く使われると、不公平に感じてしまう**んじゃないかな。

その分、道路や学校みたいに**誰もが必要とする事業に使えるお金も少なくなっちゃう**もんね。



そうだね。一般のお店では、利用する人が費用を負担するのが普通だよ。
全く同じではないけれど、行政にも**利用する人がある程度負担すべきという「受益者負担の原則」**があるんだよ。
今回の引き上げは、それを踏まえた**負担の適正化の第一歩**と言えるんだ。

10年後、20年後に今よりもっと輝く旭市にするために、現状を正しく知ってもらって、何が
できるかを一緒に考えてほしいんだ。

これからも、市民の皆さんやあさピーが疑問に思うことを、なるべく分かりやすく説明して
いくね。

問い合わせ先 行政改革推進課行政改革班(☎62-5345)

※くわしい内容は、市ホーム
ページで解説しています。



解説1：施設の維持・運営費について



私たちのまちには、体育館や公民館など、たくさんの公共施設があり、これらの施設を維持していくために、多くの税金が使われています。

この表は、令和8年4月から使用料を見直し(値上げ)した施設の維持・運営にかかる金額(令和3～5年の平均)を記載したものです。

ここに挙げた施設だけでも、**年間で約3億9,200万円もの税金が投入**されています。



この3億9,200万円という金額は、旭市のコミュニティバスを約4年間、今の体制で運行し続けるための経費とほぼ同じです。

施設を統廃合して、浮いた費用をその施設まで行きやすいよう、公共交通の充実に充てるという方法や他の生活に必要なサービスへ回すという方法も考えられます。

お金は限られていますので、どのように使うか、選択する時期にきています。

(単位：万円)

施設名	施設の維持・運営費用	うち税金	うち使用料	使用料の割合
あさひ健康福祉センター	3,554	3,194	360	10.11%
海上健康増進センター	3,328	3,067	261	7.84%
いいおかけんこうセンター	1,561	1,477	84	5.32%
飯岡福祉センター	1,412	1,233	179	12.68%
コミュニティセンター	441	425	16	3.62%
ふれあいセンター	570	554	16	2.71%
萬歳地区多目的研修センター	403	399	4	0.89%
海上公民館	6,784	6,574	210	3.09%
市民会館(あさひ市民センター)	3,598	3,540	58	1.61%
干潟公民館(ひかた市民センター)	2,846	2,781	65	2.26%
いいおかユートピアセンター	4,857	4,738	119	2.44%
農産物処理加工センター(干潟)	345	300	45	12.82%
海上農産物処理加工センター	221	210	11	4.57%
長熊釣堀センター	1,687	502	1,185	70.26%
海浜プール	861	776	85	9.81%
パークゴルフ場	2,952	2,224	728	24.65%
弓道場	58	54	4	6.30%
大原幽学記念館	3,065	3,008	57	1.84%
みたま苑 旭	5,085	4,229	856	16.82%
合計	43,609	39,276	4,333	9.93%

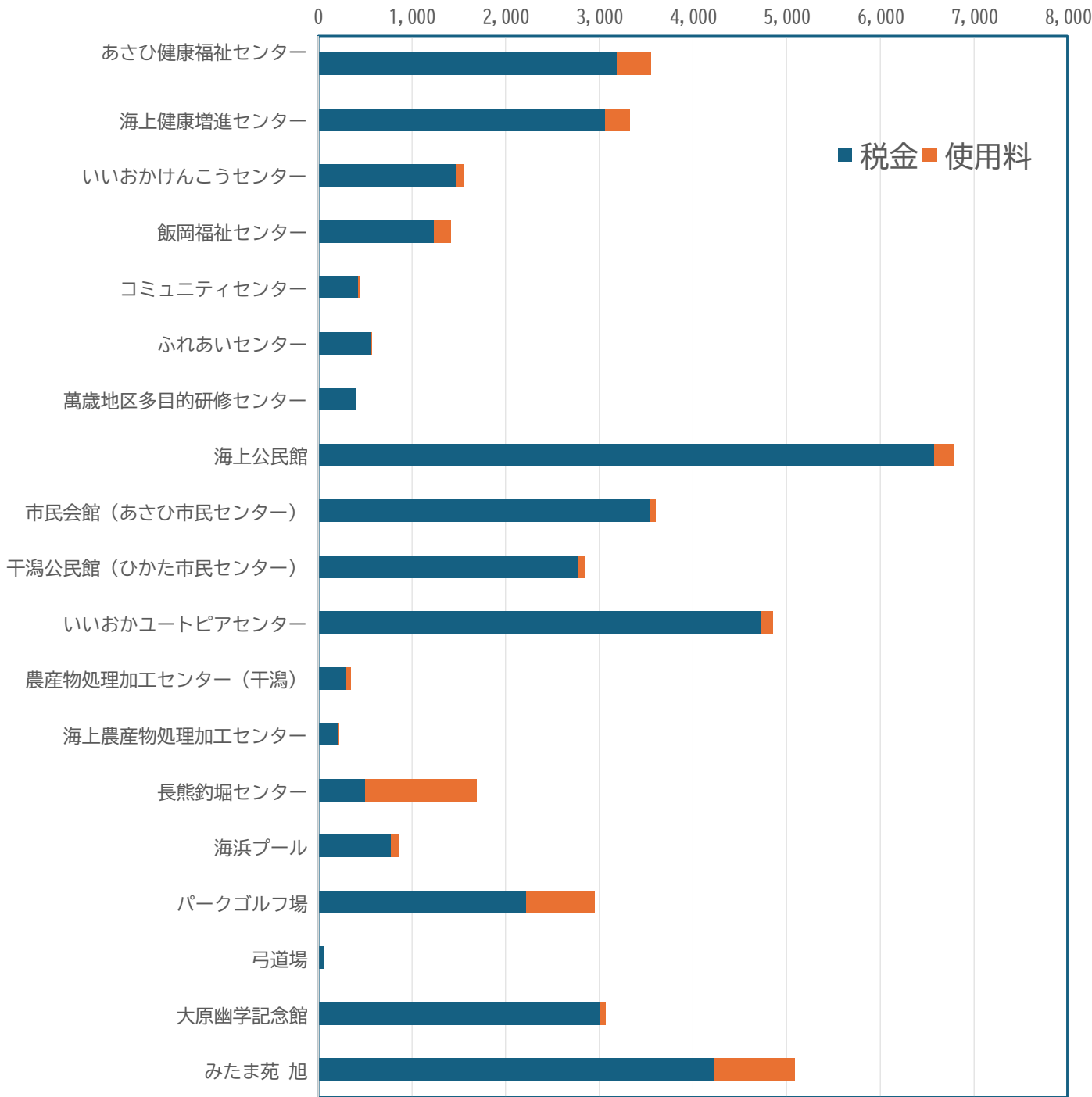
解説1：施設の維持・運営費について



これは先ほどの表をグラフ化したものです。
平均すると利用者からいただく使用料は、施設の維持・運営にかかる費用の10%以下
となっています。
つまり、90%以上は皆さんが負担する税金で賄われていたということです。

使用料と税金の割合

(単位：万円)



解説2：受益者負担の原則について



昔は人口も増え、市の収入もどんどん増えていました。そのため、「公共の施設は、ほとんど税金でまかなうのが当たり前」という時代が長く続きました。

しかし、今は時代が変わりました。人口が減り、物の値段も上がっています。

もし、特定の施設を維持するためだけに大きなお金を使ってしまうと、ゴミの収集や道路の修繕など、市民の皆さんの生活に欠かせない、もっと大切なことに使うお金が足りなくなってしまうかもしれません。



施設をあまり使わない人から見れば、自分の税金が「自分たちが使っていない施設」を維持するためにたくさん使われているとしたら、どう感じるでしょうか？

皆さんが納めてくださった税金が、一部の施設に偏って使われ続けるのは、少し不公平だと言えるかもしれません。



そこで、旭市では施設の利用に関して「受益者負担の原則」という考え方を取り入れています。

これは「そのサービスを実際に利用してメリットを受ける人が、かかる費用の一部を負担する」という考え方です。



次の表は、「どの程度の割合を、利用者が負担すべきか」の目安をまとめたものです。

民間にも同じような施設がある場合は、利用者の負担割合が高くなる設定にしています。

【施設の性質別分類と利用者負担割合】

(A分類) 利用者＝0％、税＝100％ 道路、公園、小中学校、図書館	公 共 的 ↑ ↑	(B分類) 利用者＝50％、税＝50％ コミュニティ施設、公民館等 健康福祉施設 体育館、スポーツ施設 博物館施設
必 需 的 ← ←		→ → 選 択 的
(C分類) 利用者＝50％、税＝50％ 市営住宅	↓ ↓ 民 間 的	(D分類) 利用者＝100％、税＝0％ 釣堀、市営プール、パークゴルフ場 キャンプ場、農産物加工施設

出典：令和7年8月使用料・手数料の適正化に係る基本方針より



使用料の見直し前は利用者負担の平均が10%以下だったので、全く方針に合っていませんでした。

つまり、「値上げ」というより「適正化」の第一歩を踏み出したと言えます。